



業務での運転やマイカーでの通勤、休日に私用で運転する場合など、運転目的はさまざまでも、走行経路に生活道路が含まれないということはほとんどないでしょう。それほど生活道路はドライバーにとって身近な道路です。そこで今回は生活道路を走行する際の注意点をまとめてみました。



生活道路の特徴と基本的な注意点

◆規制速度を必ず守る

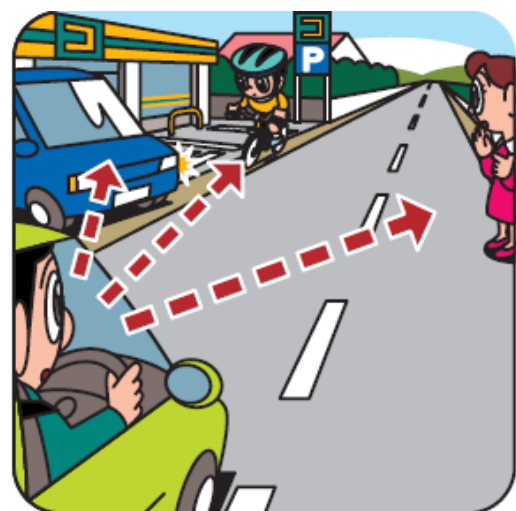
生活道路は、片側1車線かセンターラインのない狭い道路が多く、大半の道路は標識などで速度が規制がされており、一般道路の法定最高速度である時速60キロで走行できる道路は非常に少ないという特徴があります。したがって、規制された速度を守ることが安全走行の基本になります。

特に、スクールゾーンやゾーン30（走行速度が時速30キロ以下に規制されている区域）に指定されている場所では、速度に十分注意するとともに、そこに居住していなければ、できるだけ通行を控えるようにしましょう。



◆道路横断や飛び出しを予測する

生活道路は幹線道路に比べて交通量が少ないため、油断が生じ緊張感が薄れがちです。しかし、生活道路では歩行者が横断歩道がない場所でも横断してきたり、自転車が後方を確認せずに進路変更をしたり、脇道がある場所では子どもや自転車が飛び出してくるなど、さまざまな危険が潜んでいます。決して油断することなく緊張感を維持して、道路横断や飛び出しを予測した運転を心がけましょう。



◆スーパーやコンビニのある場所では、特に道路の両側に目を向ける

スーパーやコンビニなどがある道路では、そこに入り出す歩行者や自転車、車の動きに注意が必要です。特に、スーパーやコンビニの反対側にある歩道から道路を横断してくる歩行者や自転車は発見が遅れがちになりますから、道路の両側にまんべんなく目を向けるようにしましょう。

また、夜間の照明の少ない暗い道路にコンビニなどの明るい建物がある場合は、視線が明るい方に偏ってしまい反対側への注意が薄れることがありますから、その点にも十分注意しましょう。



信号機のない見通しの悪い交差点での注意点

毎年の統計をみると、車両相互の事故で死亡事故が最も多い形態は「出会い頭衝突」です。その多くは、信号機のない見通しの悪い交差点で発生していると考えられますから、細心の注意が求められます。

信号機のない見通しの悪い交差点では、一時停止が義務づけられている場合とそうでない場合の2つのケースがあります。

自転車側道路に一時停止が義務づけられている場合

標識等で一時停止が義務づけられている場合は、必ず停止線で一時停止しなければなりません。停止線からでは交差道路の安全確認できない場合は、確認ができるまで徐々に進行して再び停止し、左右の状況を確認します(図1)。このとき車体が交差道路にはみ出し過ぎると、道路端を通行する自転車などと接触するおそれがありますから注意しましょう。

自転車側道路に一時停止が義務づけられていない場合

一時停止が義務づけられていない場合でも、左右の見通しのきかない交差点を走行するときは徐行が義務づけられていますから、必ず徐行して左右の安全確認をしましょう。

図1

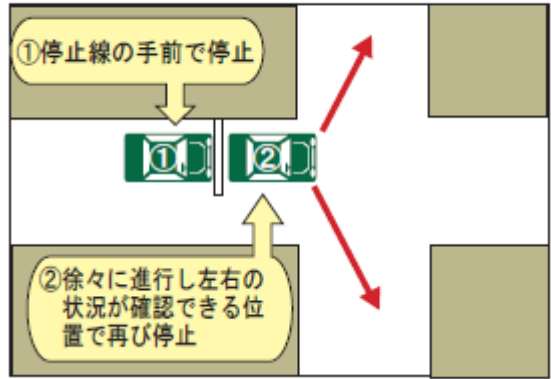
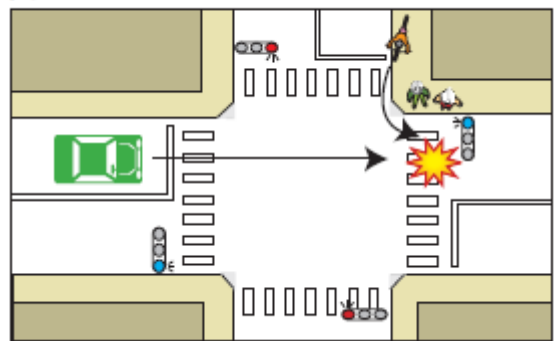


図2



信号機のある交差点での注意点

生活道路の信号機のある交差点は、規模の小さい交差点が多く、歩行者や自転車のなかには信号を無視するケースもみられます。なかでも図2のように歩道を走行している自転車は、進行方向に歩行者などがいると、歩道から車道に出て左折することがありますから注意しましょう。

点滅信号の交差点の場合

生活道路の交差点では点滅信号が設置されていることもありますから。点滅信号の意味を正しく理解しておきましょう。

- 赤色の点滅信号では、歩行者は他の交通に注意しながら進行することができますが、車は一時停止して安全確認をした後でなければ進行できません。
- 黄色の点滅信号では、歩行者も車も他の交通に注意しながら進行することができます。

《取扱代理店》 パナソニック保険サービス株式会社

本社：〒540-6202 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 OBPパナソニックタワー2階

当社の個人情報のお取り扱いについては、パナソニック保険サービス・ホームページ(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php>)に同意の上でお問い合わせください。